

(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について

※ 令和5年度第2回で使用した資料を時点更新したもの

資料1-1

1 犯罪被害者等支援に特化した条例検討の背景

- ▶ 平成16年（2004年）、犯罪被害者等基本法が制定。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援等に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされた。
- ▶ 平成28年（2016年）に策定された国の第3次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体における犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、都道府県及び市町村では犯罪被害者等支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）を制定する動きが広がっている。
- ▶ 札幌市では、平成21年（2009年）3月に制定した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」（以下「安全安心条例」という。）に基づき、犯罪被害者等への支援を推進してきたところであるが、令和5年（2023年）には、秋元市長三期目の公約に、特化条例の制定が盛り込まれた。

■ 政令指定都市における犯罪被害者等に関する条例の制定状況<令和6年（2024年）3月時点>

▶ 特化条例を制定：15市

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市（※新潟市は、安全安心条例にも犯罪被害者支援の条文あり）

▶ 特化条例制定予定：1市

仙台市（令和6年度（2024年度）制定見込み）

▶ 安全安心条例において、犯罪被害者支援を規定：3市

札幌市、静岡市、北九州市

▶ 関連条例なし：1市

福岡市

2 札幌市の犯罪被害者等支援施策

- ▶ 札幌市では、安全安心条例第7条に基づき、平成22年（2010年）3月に策定した「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」（以下「基本計画」という。）において、市民への広報啓発や総合的対応窓口の設置などの犯罪被害者等支援施策を実施してきた。
- ▶ 令和2年（2020年）5月に策定した第3次基本計画では、犯罪被害者等支援施策を基本方針の一つに位置付け、令和2年（2020年）8月からは、「札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱」に基づき、犯罪被害者等が犯罪被害によって被る経済的負担の軽減を図るための支援を実施している。

■ 札幌市の犯罪被害者等支援施策<令和6年（2024年）3月時点>

▶ 情報発信・広報啓発

犯罪被害についての理解促進を目的とした市民セミナーの開催、二次被害の防止等を目的とした職員研修の実施

▶ 相談窓口の設置・情報提供

総合的対応窓口の設置、各種相談窓口の設置

▶ 経済的な支援

支援金の支給（遺族、重傷病、性犯罪）
 家事関連の助成（ホームヘルプ費用、配食サービス費用、一時保育費用）
 住居関連の助成（転居費用、ハウスクリーニング費用、家賃）
 精神被害等関連の助成（精神医療費用、カウンセリング費用、真相究明費用）

3 現状の課題を踏まえた特化条例の必要性

- 責務の明確化、持続的・継続的な支援
 - ▶ 犯罪被害者等への支援は、経済的な支援だけでなく、二次被害の防止等も重要であり、市民、事業者、民間支援団体などの協力が欠かせない。特化条例を制定することにより、行政を含めたそれぞれの責務を明確化し、社会全体で持続的・継続的に取り組んでいく姿勢を示すことが必要である。
- 犯罪被害者等支援に関する理解の促進
 - ▶ 安全安心条例に必要な条文を規定するのではなく、新たに特化条例を制定することは、犯罪被害者等支援の重要性をより強力に社会へ発信することとなり、市民や事業者理念や意義の共有及び理解の促進が期待できる。

4 特化条例の内容（案）

- (1) **定義**
犯罪や二次被害などについて定義
- (2) **基本理念**
市、市民、事業者等が相互に連携、協力して支援を推進する
- (3) **市、市民、事業者等の責務**
それぞれの責務を規定
- (4) **犯罪被害者等の支援に関する計画**
基本計画において支援に関する事項を定める
- (5) **相談及び情報の提供等**
関係機関等との連絡調整を図り、必要な情報の提供及び助言を行う
- (6) **経済的負担の軽減・精神的被害の回復**
支援金の支給等必要な支援を行う
- (7) **民間支援団体への支援**
情報提供その他必要な施策を行う
- (8) **市民等及び事業者の理解の増進**
犯罪被害者支援に関する広報啓発その他必要な施策を行う

5 検討体制

- 附属機関による調査及び審議
 - ▶ 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に対し、特化条例制定について諮問を行う。
 - ▶ 特化条例制定の検討にあたっては、関係機関や団体等から臨時委員を委嘱し、審議体制の充実を図る。

【札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会】

▶ 審議会委員：14名

・学識経験者
 ・被害者支援団体
 ・防犯活動団体
 ・更生保護関係団体
 ・町内会
 ・公募委員 など

新たに関係機関や団体等から臨時委員を委嘱

▶ 臨時委員：4名程度

・大学教授（心理学）
 ・弁護士会
 ・被害者の会
 ・北海道警察 など

18名程度の体制で
 第4次基本計画の策定と
 合わせて検討を行う。

- 庁内調整
 - ▶ 犯罪被害者等支援施策の関連部局（男女共同参画課・住宅課など）と適宜調整を行う。

6 特化条例制定までのスケジュール

- ▶ 令和6年（2024年）3月、第4次基本計画の策定と同時に審議会へ諮問。令和6年度（2024年度）の審議会での議論を踏まえ、パブリックコメントを実施し、議会における議決を経て、早期の制定を目指す。
- ▶ 審議会での審議は、令和6年（2024年）6月から同年9月までの間に、計3～4回程度を想定。